

## 2 - 2 中国

### (1) 調査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士課程 俞 風雷

中国の経済発展及びWTO加盟に伴い、中国の知財紛争裁判は国内外から注目を集めている。中国では、自主的な知的財産権の創出を掲げる国の政策<sup>1</sup>が順調に進んでいて、ハイテク企業を中心に特許出願が急増している。

2005年の国際特許出願件数、世界全体は13万4,073件。2005年に中国（香港を含む）が出願した国際特許の数は前年比43.7%増の2,452件となった。世界第10位であるが、前年比の伸び幅でみると中国は圧倒的に世界1位になった<sup>2</sup>。

2005年1-11月に全国の人民法院が受理した知的財産権民事事件の一審は1万2700件（前年同期26.94%増）で、知的財産権刑事事件は3250件（同比28.21%増）である。2004年1-11月に人民法院が受理した知的財産権案件は三割近く増加した<sup>3</sup>。

中国はWTO加盟以降、知的財産権の貿易関連の側面に関する規定（TRIPs）に従って、特許、商標、著作権の主要三法を含め、関連法の改正が進み、知的財産権関連法は、ほぼ整った状況となった。新たな行政規定や司法解釈も次々と発布され、2004年から一年半をかって、知的財産権保護強化キャンペーンが全国規模で展開された。

一方、違法な模倣品・海賊版などについては、「町中に海賊版製品が氾濫しているのは、中国のような大国にとってふさわしいことではない<sup>4</sup>」という指摘が聞こえる。中国政府の取締強化にもかかわらず深刻な状況が続いていて、米ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）は、2004年、アジアパシフィック地域において、海賊版ソフトウェアがメーカーにもたらした被害総額は80億ドルに上り、また、中国市場で流通するソフトウェアの90%以上が海賊版であると指摘した。勿論、日系企業にも被害を及んでいる。

このような状況から、中国の知的財産権問題の解決策について、中国と日本が経済分野を始め、多方面でより緊密な関係を築いていく今日においては、裁判上の処理の事態を熟知した上で、知的財産権紛争を解決していく工夫する必要があるといえる。

### 司法と行政との役割分担

中国の知的財産権侵害案件が民事案件、行政案件、刑事案件に分けられて、知財権の民事案件と刑事案件は人民法院が受理し、知財紛争処理は相応する行政機関も受理し、中国の知財保護の司法と行政のルートを形成している。即ち、中国では権利侵害され、協議

<sup>1</sup> 拙稿「中国における企業従業者の発明権利帰属問題」企業と法創造2巻1号2005年9月146頁

<sup>2</sup> 世界知的所有権機関（WIPO）によると、第1位はアメリカ（4万5,111件）、第2位は日本（2万5,145件）、第3位はドイツ（1万5,870件）となり、伸び率の順位は、中国に続くのは韓国で33.6%。日本は24.3%で第3位となる。2000年からの5年間における日本、韓国、中国の出願件数はそれぞれ162%、200%、212%の増加となっており、3カ国で世界全体の24.1%を占めている。

<sup>3</sup> 1月5日に北京で行われた全国高級法院院長会議で明らかにした（知識産権報2006年1月16日）。

<sup>4</sup> 米通商代表部（USTR）のポートマン代表が北京を訪ねた時に厳しい口調で改善を求めたコメントを発表した。

を望まない又は協議が成立しなかった場合は、権利者又は利害関係者は人民法院に訴えを提起することができ、また行政管理部門に処理を求めることもできる。

行政管理部門が処理する時、権利侵害行為が成立すると認められた場合は、権利侵害者に即時権利侵害行為を停止するよう命ずる。しかし、行政機関は直ちに権利侵害を停止する必要があるか否かについて決定することができるが、損害賠償金額について決定する権利がない。当事者が不服の場合人民法院に訴えを提起することができる。

また、知財刑事案件は公訴案件と自訴案件に分けられる。

1998年～2004年、全国結審した知財権民事案件の一審案件は38,228件である。1987年以来、全国の人民法院がすべて結審した知財権行政一審案件は1,654件である。その中には主に特許権再審案件および特許権無効案件と商標権再審案件または商標権取消案件である。

2004年、全国の人民法院がすべて結審した知財権民事案件の一審案件は8,332件、結審した知的財産権刑事案件の一審案件は385件、結審した知財権の行政一審案件は549件である。2004年に全国の裁判所が結審した知財権の民事一審案件、刑事一審案件と行政一審案件のそれぞれ占める割合は、89.92%、4.15%と5.92%である。

### 知財裁判官及び知財代理人の専門性

中国の法的には、知財権案件を担当する裁判官の適任資格について具体的な規定がなく、その資格は一般の裁判官の資格と同じものである。しかし知的財産権案件の専門性が強いいため、中国各級の裁判所は知財権裁判官の学歴条件を重視する同時に、知財権裁判官の専門知識の背景にも重視している。

中国各地の裁判所は知財裁判官の育成訓練を重視していて、多くの裁判所は毎年具体的な養成計画があり、他の専門裁判官と比べて、知財権裁判官が外国へ研修、考察機会は相対的に多い。しかしながら、これらの育成訓練、研修が主に知財権関連法を学ぶもので、理工科専門知識に関するものが少ないである。

中国では、訴訟に参加する代理人は、弁護士と一般市民の二つ類別に分けられている。弁護士、当事者の近親族、関連社会団体あるいは所属組織から推薦した者、人民法院の許可したその他の公民は、すべて訴訟代理人として依頼されることができる。

技術問題に関連する際、会社の技術者も公民代理人の身分として案件の訴訟に参加することができるので、これらの代理人は案件とかわる技術の研究開発に参与する技術者であるの可能性もある。

### 中国特許（専利）の割合

中国の特許（専利）には発明、実用新案、意匠の三種類が含まれるが、2004年に4,019件に過ぎなかった発明特許の出願件数は7,590件となり、実に89%という大幅増となったことが2005年の特徴である<sup>5</sup>。

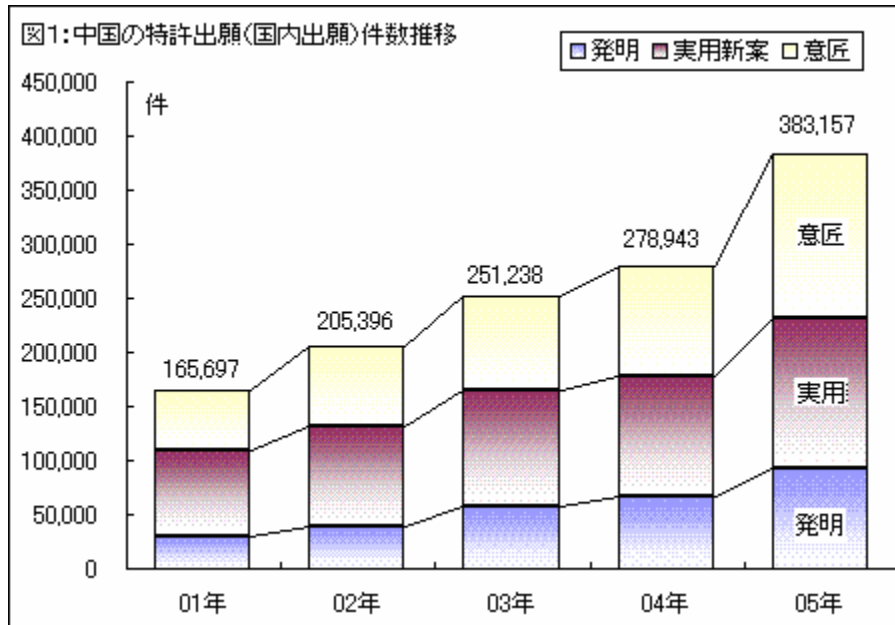
また、2005年の「三種専利」合計出願件数は38万3,157件に達している<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 知識産権局はこれを「大企業の技術革新能力が大きく向上したことの表れ」とみている。

<sup>6</sup> 国家知的財産権局（知識産権局）が発表した2005年特許出願件数より

### 2005年 専利（発明、実用新案、意匠）出願件数

	発明特許	実用新案	意匠	合計
国内	93,485	138,085	151,587	383,157
国外	79,842	1,481	11,784	93,107



(出典：知識産権局 Web)

2005年の特許統計によると、地域別で特に目立ったのは広東省深圳市、その中に出願件数が最も多かったのは華為技術、それに富士康（Foxconn）、中興通迅（ZTE）と続き、上位10社の特許出願件数は深圳市全体の53.5%を占める。華為技術など大手企業の出願件数が全体に占める割合が過半数に達したことも注目される。しかしこれは、裏を返せば中小企業の特許に対する意識の低下とも考えられることから、中小企業の知的財産権意識を向上させることが課題といえる。

#### 各知的財産権案件の割合

2003年の中国における発明、実用新案、意匠の出願総件数は30万件を超え、2003年に人民法院が受理した特許関連訴訟（第一審）は約2,300件にも達し、その内7割は特許侵害訴訟である。

2004年、全国的に受理した知財民事一審案件は9,329件である。その中に特許権案件2,549件、著作権案件4,264件、商標権案件1,325件、技術契約案件630件、植物新品種案件172件、その他の知財案件383件。特許案件、著作権案件、商標案件、技術契約案件、植物新品種案件とその他の知財案件との占める割合はそれぞれ27.32%、45.71%、14.20%、6.75%、1.84%、4.11%である。2004年に全国の裁判所が受理した知財行政一審案件は526件、その中に特許案件、著作権案件、商標案件、技術契約案件、植物新品種案件とその他の知財権案件との占める割合はそれぞれ71.67%、26.81%、1.52%である。

2004年、全国の裁判所が受理した知財権民事二審案件と再審案件は合計2,876件である。

## 有効性の判断

特許権侵害の民事訴訟において、法院は事件に関わる特許権の有効性を直接的に審査する権利がない。中国では、特許権は国家知識財産権局に授与されている。特許権付与を公告した日から、如何なる単位又は個人も当該特許権の付与が特許法の関係規定に符合していないことを認めた場合、特許再審委員会に当該特許権の無効を宣告するように請求することができる。

特許再審委員会の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヵ月以内に、北京市第一中級人民法院に行政訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。北京市第一中級人民法院の判決結果に不服する場合、北京市高級人民法院へ上訴することができるが、北京市高級人民法院の判決は最終判決である。

## 損害賠償の認定手法

損害賠償額の確定には、権利者の権利侵害により受けた損失又は権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益に基づき確定する。確定し難い場合、特許許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定することができる以外、裁判所は直接的に権利侵害行為の性質及び情状によって50万元以下の賠償額を下すことができる。

不法行為を制止するために支払った合理的な費用および国の関係部門の規定に合致する弁護士費用をも侵害者に負担させることができる。

権利者の損失あるいは権利侵害者の利益の具体的な計算は、当事者が提供する証拠によって計算する。関連しているのは販売契約、財務の資料などを含めて証拠が非常に多い、当事者が共同の認識に達することができなくて、しかも裁判官が権利者の損失あるいは権利侵害者の利益を確定しにくい時に、監査機関に依頼して監査を行い、権利者の具体的な損失或いは侵害者の具体的な利益を確定する。

## 知財立法動向

現在、特許の権利侵害の問題を対応して、「特許権紛争案件の若干問題に関する規定」という司法解釈の草案を検討中である。「商標と商号の権利衝突に関連する民事紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」、「MTV(ミュージックTV)関連著作権の民事紛争案件審理への法律適用の若干の問題に関する解釈」、「不正競争民事案件の審理における法律適用の若干の問題に関する意見」、「植物新品種の権利侵害紛争案件の審理に関する意見」、「植物新品種の権利紛争事件の審理に関する指導意見」など司法解釈と指導性意見を最高人民法院は制定している。

その他に、中国特許法の第三回改正の準備作業はすでにスタートし、国家知識財産権局が関係専門家を集めて、特許出願手続きの合理化、発明と実用新案特許の新規性基準と進歩性基準、既存技術の定義と新規性存続期間、授与特許権の範囲、生物遺伝資源の出所の公表、意匠特許の授与基準、特許権侵害の判断基準、間接侵害、特許の行政執行、統一の特許或いは知的財産権上訴裁判所の設立などの問題を研究している。また、知的財産権法の

法典化に向けた動き、知的財産権と民法典の編纂<sup>7</sup>などにも話題を呼んでいる。

## 日本企業の対処法

### 訴訟代理人の依頼

中国知的財産権の訴訟経験を有している弁護士を依頼すべきである。

### 訴訟受理法院の確定

特許紛争の第一審事件は、各省、自治区、直轄市の人民政府所在地の中級人民法院と最高人民法院が指定した中級人民法院によって管轄される。著作権、商標民事紛争の第一審事件は、中級以上の人民法院によって管轄される。

### 証拠の提供

中国領域以外に形成された証拠であれば、所在国の公証機関により証明され、且つ、当該国駐中国の大使館または領事館により認証されるものである。

### 訴訟前の権利侵害の差し止め

補い難い損害を避けるために、特許法、商標法と著作権法には、すべて訴訟前における権利侵害の差し止め制度が設けられた。

2005年1-11月にかけて、人民法院は知的財産権案件に関し、法律に基づいて訴訟前の臨時措置を用い、権利侵害行為を即時停止し、権利人の損失拡大を効果的に防止した。訴訟前の禁止措置や証拠保全の実行率はそれぞれ88.89%と76.2%。知的財産権事件の調停による訴訟撤回率は58.38%、再審案件はわずか41件となっている<sup>8</sup>。

## おわりにかえて

日中両国は相互に理解しあえる国となる為に、知的財産権の関係も国家間の一つの大きな課題<sup>9</sup>となっている。この問題を解決するにあたり、中国知的財産権の民事裁判における質や効率はさらに高まり、社会全体が知的財産権の司法保護にさらなる関心と信頼を寄せていくのを期待している。

また、中国の知的財産権戦略制定など立法作業に対して、海外の経験を積極的に学び、各国の意見を広く求めるべきであろう。

以上

<sup>7</sup> 拙稿「中国の民法典編纂における知的財産権を巡る議論」法研論集111号2004年9月215頁

<sup>8</sup> 知識産権報2006年1月16日

<sup>9</sup> 高林龍教授の「知的財産権保護というのは、自国の利益だけを守るためのものではなく、普遍的なものの。それを適切に守ることで人類全体が豊かになる」という発想が有益ではないかと考えている。